

令和3年7月20日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第40回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和3年7月20日（火） 8:30～8:37

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、関係課長
計22名

内 容：以下のとおり

1. 鳥取県西部地区の感染拡大に伴う対応について

（1）鳥取県西部地区の感染拡大について説明（防災危機管理課長）

鳥取県の対策本部決定について説明 【資料1】

（2）県の対応等について（防災危機管理課長）

島根県の対応（案）について説明 【資料2】

2. 知事指示事項

鳥取県西部地区において、新型コロナウイルスの感染が拡大したことに伴い、鳥取県が、7月21日から8月3日まで、米子市内の一部の飲食店等に営業時間短縮要請を行うこととされたことなどを踏まえ、県民の皆様に、これまでの要請事項に加えて、次のことを要請します。

要請の期間は、令和3年8月22日までとします。

（都道府県をまたぐ移動について）

1. 鳥取県が不要不急の外出自粛を要請している鳥取県西部地区との往来については、慎重に判断してください。

ただし、やむを得ない仕事（通勤を含む）や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありません。

(飲食店等の利用について)

2. これまで、「県外の方との飲食」について、鳥取県は、県内と同様に取り扱うこととしておりましたが、同県が飲食店等に営業時間短縮要請を行うことを踏まえ、7月21日から8月3日までは、「鳥取県」を例外的に県外として扱うこととしますので、県外の方との飲食の制限事項が適用されることとなります。

県としましては、県民の皆様にご不便をおかけする内容ではありますが、隣県であり往来が多い鳥取県で感染が拡大している状況を踏まえ、より慎重な対応が必要だと判断し、以上のような内容をお願いさせていただきますので、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

第 40 回島根県対策本部会議

日時:令和 3 年 7 月 20 日 (火) 8:30~
場所:県庁 6 階 講堂

1. 鳥取県西部地区の感染拡大に伴う対応について

2. 知事指示事項

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第87回）会議

- 日時：令和3年7月19日（月）午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、令和新時代創造本部、
 危機管理局、総務部、福祉保健部
 東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
 （テレビ会議参加者）鳥取市保健所長
 米子市福祉保健部長、健康対策課長（オブザーバー）
 鳥取大学医学部 景山教授（アドバイザー）
- 議題：
 (1) 症例報告について
 (2) その他

1

1

鳥取県初「特別警報」発令

県内で初めて、西部地区に「特別警報」を発令します。
 医療ひつ迫につながる非常に危険な状態です。

県西部の皆さんへ

- 不要不急の外出は控えてください。
 - 会食は普段一緒にいる人だけでお願いします。
 - 多くの人が集まるイベント中止の検討をお願いします。
- 実施される場合は、ガイドラインを遵守し感染予防対策の徹底を

6

営業時間短縮要請

【対象事業者】

飲食業許可を取得している飲食店・喫茶店
(許可を取得しているカラオケ店等も含む)

※次の施設は対象外:宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イトインスペースを有するスーパー・コンビニ、ネットカフェ等

【エリア】

米子駅前及び米子市繁華街

【要請内容】※特措法第24条9項による要請

営業時間の短縮(営業は午後8時まで・酒類オーダーは午後7時まで)

【期間】

令和3年7月21日(水)～8月3日(火)(14日間)

【協力金】

(中小企業等)2.5万円～7.5万円／日

(大企業等) 1日当たりの売上減少額の40%(上限20万円／日)

【見回り】

期間中、時短要請へのご協力と感染予防の徹底を呼びかける見回り活動を実施

10

3

営業時間短縮要請の対象区域

○対象店舗数:
約600事業所

○対象区域:
米子市朝日町、尾高町、角盤町
1～4丁目、加茂町2丁目(東町境
から国道9号線まで)、紺屋町、茶町、
西倉吉町、東倉吉町、万能町、
日野町、東町(市道久米町末広通り
線より市役所方面)、明治町、四日市
町、弥生町



11

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

鳥取県西部地区における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、鳥取県が、7月21日から、同県米子市内の一部の飲食店等に営業時間短縮要請を行うこととしていること等を踏まえ、県民に対し、以下のとおり要請する。

要請の期間は、令和3年8月22日までとする。

1. 緊急事態措置を実施すべき区域である、東京都及び沖縄県との往来を控えること。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域である、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府との往来を控えること。

この他に、宮城県、愛知県、京都府、鳥取県西部地区などのように、都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛や、県境を越えた不要不急の移動の自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。

ただし、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないこと。

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面

(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)」に注意し、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」

など、基本的な感染対策に取り組むこと。

単身赴任中のご家族など、自宅等に県外から帰県された方がいる場合には、家庭でできる感染予防対策、

- (1) 会話をする時は自宅でもマスクを着用
 - (2) ドアノブや電気のスイッチなど手で触れる共用部分の消毒
 - (3) 石けんでのこまめな手洗いやアルコール消毒
 - (4) 窓を開けておくなど定期的な換気
 - (5) 寝室を分ける
 - (6) 洗面所等のタオルやコップを共有しない
 - (7) 大皿の料理を避け、食器や箸等を共用しない
- などを徹底すること。

3. 発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症

「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. 飲食店等の利用について、各店舗において感染拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、

(1) 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること。

(2) 飲食の際の人数を、12人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控えること。

(3) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること。

(4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、

① 県外での利用を控えること。

② 県内でも、県外の方との利用を控えること。

(5) カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること。

ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の一部の地域については、県内と同様に取り扱う。（ただし、7月21日から8月3日の間は、鳥取県を県外として取り扱う。）

5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと。
6. 感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること。
7. イベント開催の目安については、別紙の「島根県の対応」によること。
8. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。
9. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。
10. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

島根県の対応（令和2年11月20日島根県対策本部決定）

【12月以降のイベント等開催制限について】

(1) 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント等開催を日常化していく。

(2) イベント等の人数上限及び収容率要件については、当面の間、原則として現在の取扱いを維持することとする。

(3) その上で、令和2年11月12日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としたイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。

(4) 屋内施設で、大規模なイベント等（参加者1,000人超又は全国的な人の移動を伴うもの）の主催者等は、県に事前相談を行うものとする。

時期	大声での歓声・声援等がないことを前提としたもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの
12月1日から 当面の間	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞蹈、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注2）	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント、公演競技、公演 ・ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
人数上限（注1）	5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方	50%以内
収容率	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)

(注1) 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

(注2) これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提とした「大声での歓声・声援等がないもの」と取り扱うことをする。